

〔平成17年度設置〕

信州大学大学院 法曹法務研究科 法曹法務専攻（専門職学位課程）
【法科大学院】設置に係る留意事項実施状況報告書

国立大学法人 信州大学

平成20年4月1日現在

留意事項

区分	留意事項	履行状況	未履行事項についての実施計画
<p>認可時 (18年3月31日)</p>	<p>○ 平成17年12月5日付け17文科高第580号により通知した留意事項</p> <p>① 当該不祥事に伴う教員の引責辞任による教員組織及び教育課程の変更に当たっては、行政法関係を中心に、学生の教育に支障が生じないよう、適切な配慮を確実に行うこと。特に初期の設置計画に基づいて当該法科大学院を選出した平成17年度入学生に対し、不安や動揺を与える事態となったことは遺憾であり、今後一層きめ細かな指導がなされるよう、各般にわたる十分な取組に努めること。</p> <p>② 進級試験及び修了試験については、その目的に即して適切に実施すること。</p>	<p>⑩ 当初の担当教員が引責辞任となった「行政法」及び「労働法」関連科目について、当該分野での教育経験が豊富で研究業績も十分な人材を招聘し後任の教員補充を行った。また、特に行政法分野における教育内容の充実を図るため、新たに同分野の基本的な理念や概念を修得すること等を目的とする授業科目として「行政法概説」を開講することとした。これらの一連の措置による教育課程の一層の充実を通じて、学生の不安や動揺の払拭に向けた対応を行った。</p> <p>また、平成18年4月から、学生からの質問等に教員が単独又は複数で講義室において対応する「クラスアワー」を開設し、きめ細かな学生指導を行っている。「クラスアワー」は、オフィスアワーとは別に、教員が教室において学生からの勉強上の相談や学習方法の質問等に積極的に答えることにより、教育効果の一層の向上を図ろうとするものである。</p> <p>⑪ 行政法分野の基本的な理念や概念を修得すること等を目的とする授業科目「行政法概説」を開講し、同分野における教育内容の充実を図った。</p> <p>また、平成18年4月より開設した、オフィスアワーとは別に、学生からの質問等に教員が単独又は複数で講義室において対応する「クラスアワー」を1カ月に7～8回、継続して実施する等、きめ細やかな学生指導を行った。これにより、学生の学習面での不安を払拭するとともに、教員の側でも教育効果の一層の向上を図る端緒としている。</p> <p>⑫ 引き続き「行政法概説」を開講し、同分野における教育内容の充実を図った。</p> <p>また、「クラスアワー」を1カ月に7～8回、継続して実施する等、きめ細やかな学生指導を行った。</p> <p>⑬ 進級試験については、平成18年3月に実施した。総合的能力を確認するというその目的を推進するために、民法総則、債権法、家族法、民事訴訟法等を融合した試験問題を通じ、期末試験とは異なる観点から民事法上の理解を問うた。進級試験実施の際には、他の進級要件を満たさない学生1名が受験しなかったが、受験した学生に関しては、厳格な評価を行った結果、全員合格となった。今後毎年度末に行う進級試験及び2年後に初めて行う修了試験についても、それまでに学習してきた内容に関する総合的能力を確認するという目的に即して実施する予定である。</p> <p>⑭ 平成19年3月に、平成18年度入学の学生に対して民事系科目を、平成17年度入学の学生に対して公法系科目（憲法・行政法）、民事系科目（民法・商法・民事訴訟法）、刑事系科目（刑法・刑事訴訟法）を試験科目とする進級試験を実施し、厳格な成績評価を行った結果、全員が合格した。なお、以下のような理由から、進級試験及び修了試験は廃止することとした。修了試験及び進級試験について、その目的は、各科目の知識の総合的応用能力を確認することにあるが、学生は、段階的に配置された各科目を履修し、厳格な成績評価の下で単位を取得すれば、各科目についての知識や理解力をすでに十分に身につけているはずであり、また、各科目において各教員は、他の科目との関連をつねに意識して授業を行っており、各科目の知識の総合的応用能力についても、学生が各科目を履修することによって身につけることができるはずである。さらに、公法総合、民法法総合演習など横断的・総合的な応用能力の取得を目的とする科目も存在している。そこで、FD活動等を通して、各科目において学生が横断的・総合的な応用能力を取得できるように授業内容を改善する努力をしてき</p>	

たこと（今後ともこうした努力を継続していくこと）を踏まえて、かつ、今後とも厳格な成績評価を実施していくことを前提として、各科目の知識の総合的応用能力を確認するための修了試験は廃止することとした。また、進級試験については、3月下旬に実施されるため、4月から始まる新学期に開講される授業科目の予習の時間を十分に確保することができないという問題点もあり、これを廃止することとした。

㉔ 平成19年度における修了試験及び進級試験の廃止に伴い、平成20年度も実施しない。

㉓ 社会的な信頼回復に向け、教職員の一致協力の下、「法科大学院改善検討委員会」、「FD委員会」、「コンプライアンス委員会」などの各種会議を効果的に運営し、全学的な観点から法令遵守体制を確立・維持すること。さらに、外部の意見を適切に取り入れつつ、本留意事項への対応状況を含め、自己点検・評価を厳正に行い、その結果等について自ら積極的に広く情報提供を行うこと。

㉒ 法科大学院の日々の運営に関しては、業務の別に応じて委員会等を設置した上で、全ての教員が何らかの委員会等に所属し業務を担当している。各委員会では、必要に応じて、教授会等の場を通じて了解を得た上で、所掌する業務を遂行することとしている。また、法科大学院の運営に関する事項のうち重要と思われるものについては、必要に応じて、メンバーに外部委員を含む「法科大学院改善検討委員会」に諮ることとし、またそれ以外の事項に関しても、可能な限り同委員会への報告を行っている。さらに、コンプライアンス委員会についても、平成18年1月4日付けで、副学長（教学担当）を加えて、全学的な観点から法科大学院の法令遵守体制を確立・維持することとした。併せて、同委員会を中心に、教員に対する講習会も実施した。また、自己点検については、外部委員による評価を行い、結果等について適宜情報提供に努める予定である。

㉑ 昨年度と同様、教授会及び各種委員会の効果的な運営に努めると共に、「法科大学院改善検討委員会」を1回開催し、法科大学院の運営に関する重要事項を中心に審議を語り、報告を行った。コンプライアンスについても、コンプライアンス委員会を4回、講習会を1回実施してきている。また、平成17年度実績を対象に自己点検・評価を実施し、これについて外部委員による評価を受け、両者の結果を併せて公表した。

㉐ 平成19年度においては、コンプライアンス委員会を4回、講習会を1回実施している。教授会、各種委員会、法科大学院改善検討委員会の効果的な運営に努めるとともに、コンプライアンス委員会を中心に講習会を実施し、全学的な法令遵守体制を維持する。

○ 施設・設備について、学生からの要望を適切に取り入れるシステムを構築すること。

㉏ 施設・設備に関する項目を含め、学生の修学全般に関して書面でのアンケートを行うとともに（年1回以上実施）、学務委員会の教員とクラス担任を中心に学生からの要望等を適宜聞き、可能な限り学生の要望に対応することとしている。さらに、適切に対応するためのシステムとして、1学期ごとに、学務委員会とクラス担任とが学生からの要望について意見交換する機会を設け、学務委員会が中心となって適切な対応が取れるような体制を整備している。例えば、夜間、週末等に資料室等が使用できないという不便を解消するため、24時間利用可能な法科大学院自習室に利用頻度の高い図書を1,200冊以上備えた。

また、夜間でも、共同で討論できる場を設けて欲しいとの要望に対して、専用講義室を24時間利用可能とした。

㉍ 昨年度と同様、学務委員会の教員とクラス担任を中心に学生からの要望を適宜聞くとともに、学生に対するアンケートを行った。これに加えて、さらに学生からの自由な意見を求めるため、無記名方式の意見箱を設けた。それら要望・意見については、学務委員会を中心にすみやかな対応に努めてきた。

㉌ 昨年度と同様、意見箱及び学生との対話等を通じて、随時学生からの要望を聞き、施設の改善と充実した学習環境

	<p>○ ファカルティ・ディベロップメント（授業内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究）、成績評価、自己点検・評価などが一体的・効果的に結びつくようなシステムを構築すること。</p>	<p>の提供に努めている。</p> <p>⑩ ファカルティ・ディベロップメント（以下「FD」という。）の一つの方策として、開講科目毎に1回の頻度で教員相互の授業参観を実施している。参観授業の終了後、授業担当教員と参観を行った教員との間で、授業内容及び成績評価のあり方等について検討を行う「教員研修会」と称する会議を開催し、授業担当教員は、同研修会で他の教員から示された意見等を参考とし、次回以降の授業において適宜改善を図ることとしている。また、ある開講科目に係る授業が全て終了した時点で、授業担当教員は当該開講科目の全授業を対象とした自己評価を行い、その結果を踏まえて他の教員との間で、今後の改善に向けた取組み方針や科目横断的に生じている教育上の問題への対応策等について、再度討議する機会を設けている。また、FDについては、自己点検・評価の重要な対象項目として位置付けており、FDが自己点検・評価と一体的な結び付きを有するようなシステムの構築を図っている。</p> <p>⑪ 講義科目に関する教員相互の授業参観を実施し、参観授業の終了後、授業担当教員と参観を行った教員との間で、授業内容及び成績評価のあり方等について検討を行う教員研修会を開催した。授業担当教員は、同研修会で他の教員から示された意見等を参考とし、次回以降の授業において適宜授業の改善を行った。講義と演習がすべて終了した時点で学期ごとに、授業担当教員が当該開講科目の全授業を対象とした自己評価を行い、その結果を踏まえて他の教員との間で、今後の改善に向けた取組み方針や科目横断的に生じている教育上の問題への対応策等について、再度討議する講義・演習担当者研修会を行った。</p> <p>⑫ 講義科目に関する教員相互の授業参観を実施し、参観授業の終了後、授業担当教員と授業参観をした教員との間で、授業内容・方法及び成績評価のあり方などについて検討を行う教員研修会を開催した。授業担当教員は、教員研修会で他の教員から指摘された意見等を参考とし、次回以降の授業において適宜授業の改善を行った。講義と演習がすべて終了した時点で学期ごとに、授業担当教員各自が当該開講科目の全授業を対象とした自己評価を行い、報告書を作成し、その結果を踏まえて他の教員との間で、今後の改善に向けた取組み方針や科目横断的に生じている教育上の問題への対応策や教育内容・方法の改善結果の学生へのフィードバックなどについて、講義・演習担当者研修会で討議した。</p>	
<p>履行状況調査時 (18年5月1日)</p>	<p>○ 授業評価アンケートや、自己点検・評価について、その結果の公表及びフィードバックが行われていないので、効果的にフィードバックする工夫を含め、ファカルティ・ディベロップメント（授業内容・方法の改善を図るための組織的な研修及び研究）を充実すること。</p> <p>○ 成績評価について、相対評価により行うこととしているが、科目ごとの成績分布の偏りなどから、基準・方法が不明確なものとなっているので、その在り方について検討し、適切に改める</p>	<p>⑬ 自己点検・評価及び外部評価については、「信州大学法科大学院自己点検・評価報告書/外部評価報告書」（平成19年1月）によって公表した。さらに、教員研修会において、外部評価で指摘された問題点を検討した。授業評価アンケートについては、各授業科目の5回終了時及び科目試験・演習終了後の授業アンケートにおける5段階評価の結果をTKC（法科大学院教育研究支援システム）上に公表することとする。</p> <p>⑭ 授業評価アンケートについて、各授業科目の5回終了時及び講義科目試験・演習終了後の授業アンケートにおける5段階評価の結果をTKC上に公表した。授業アンケートの結果を踏まえて、学生と話し合い改善内容を検討して、フィードバックに配慮した。</p> <p>⑮ 科目ごとの成績分布の偏りが少なくなるようにするとともに、成績評価をさらに厳格にするために、成績評価の準則を、次のように改めた。</p> <p>(1) 成績は、原則として、授業中の質疑応答の内容、課題・小テスト等の成績を50%、科目終了試験の得点を</p>	

こと。

○ 履行状況報告書では再試験は行っていないとされているが、実質的には追試が再試験と同様の救済的役割を果たしていると考えられ、また、公法系、民事系、刑事系などの各系ごとに課されている修了試験は、その趣旨や位置付けが不明確であるので、進級試験との関係性など、その在り方について検討し、適切に改めること。

- 50%とした総合点を100点満点で換算し評価する。
- (2) 60点以上70点未満を可とし、70点以上80点未満を良、80点以上を優とする。
- (3) 各成績評価の割合について、以下のガイドラインを設ける。
- a) 優は、成績上位概ね25%までとする。
- b) 少なくとも成績下位の概ね10%の者に対しては可を与えるものとする。
- (4) 成績評価の割合に関するガイドラインは、法律基本科目及び実務基礎科目の必修科目については、これを遵守する。これ以外の科目については、その趣旨を尊重して成績評価を行う。
- ㊸ 科目ごとの成績分布の偏りが少なくなるようにするとともに成績評価を更に厳格にするため、昨年度同様成績評価の準則を引き続き実施している。
- ただし、平成20年度より、信州大学全体で「秀」評定が導入されることとなったことに伴い、成績評価の準則を、次のように改めた。
- (1) 成績は、原則として、授業中の質疑応答の内容、課題・小テスト等の成績を50%、科目修了試験の得点を50%とした総合点を100点満点で換算し評価する。
- (2) 60点以上70点未満を可とし、70点以上80点未満を良、80点以上を優、90点以上を秀とする。
- (3) 各成績評価の割合について、以下のガイドラインを設ける。
- a) 秀は、成績上位概ね10%までとする。
- b) 秀と優は、合わせて成績上位概ね35%までとする。
- c) 合格者の少なくとも成績下位の概ね10%の者に対しては可を与えるものとする。
- (4) 成績評価の割合に関するガイドラインは、法律基本科目及び実務基礎科目の必修科目については、これを遵守する。これ以外の科目については、その趣旨を尊重して成績評価を行う。
- ㊹ 再試験は、1年次配当の法律基本科目に限ってこれを認め、その他の科目についてはこれを行わないこととした。また、1年次配当の法律基本科目については再試験については、合格点には達していないが、一定期間の学習の機会を与えた場合には合格点に達する見込みがあると判断される者に対してのみ、これを行うものとした。
- 修了試験及び進級試験の在り方について検討した結果、修了試験及び進級試験は廃止することとした。
- 修了試験及び進級試験について、その目的は、各科目の知識の総合的・応用能力を確認することにあるが、学生は、段階的に配置された各科目を履修し、厳格な成績評価の下で単位を取得すれば、各科目についての知識や理解力をすでに十分に身につけているはずであり、また、各科目において各教員は、他の科目との関連をつねに意識して授業を行っており、各科目の知識の総合的・応用能力についても、学生が各科目を履修することによって身につけることができるはずである。さらに、公法総合、民商法総合演習など横断的・総合的な応用能力の取得を目的とする科目も存在している。そこで、FD活動等を通して、各科目において学生が横断的・総合的な応用能力を取得できるように授業内容を改善する努力をしてきたこと（今後ともこうした努力を継続していくこと）を踏まえて、かつ、今後とも厳格な成績評価を実施していくことを前提として、各科目の知識の総合的・応用能力を確認するための修了試験は廃止することとした。また、進級試験については、3月下旬に実施されるため、4月から始まる新学期に開講される授業科目の予習の時間を十分に確保することができないという問題点もあり、これを廃止することとした。修了試験及び進級試験の廃止とともに、修了生の水準を確保するために、新たにGPA(Grade Point Average)制度に準じ

	<p>○ 委員会が多数存在しており、実効的な管理運営の点から疑問があるので、管理運営体制について再検討するなど、実効的な体制となるよう引き続き努めること。</p>	<p>たポイント制（入学時からの履修単位について、優の成績評価につき3点、良の成績評価につき2点、可の成績評価につき1点、不可の成績評価につき0点とし、1単位当たりの平均成績値1.50を満たすこと）を導入することとした。この結果、修了要件は、本法科大学院に3年以上在学し、96単位以上を修得し、かつ、入学時からの履修単位について、優の成績評価につき3点、良の成績評価につき2点、可の成績評価につき1点、不可の成績評価につき0点とし、1単位当たりの平均成績値1.50を満たすこと（平均成績値1.50以上）とすることに変更した。また、進級要件は、①1学年から2学年への進級要件は、法律基本科目を26単位以上修得することとすること、②2学年から3学年への進級要件は、2学年終了時点で、2年次配当の法律基本科目と実務基礎科目の10単位以上を含めた60単位以上を修得することに変更した。</p> <p>㊸ 再試験については、1年次配当の法律基本科目に限って、合格点には達していないが、一定期間の学習の機会を与えた場合には合格点に達する見込みがあると判断される者に対してのみ、これを行った。平成20年度より、信州大学全体で「秀」評定が導入されることとなったことに伴い、修了要件に関わるGPA値算定方法を、「各履修単位について、秀の成績評価につき4点、優の成績評価につき3点、良の成績評価につき2点、可の成績評価につき1点、不可の成績評価につき0点として、1単位当たりの平均成績値を算定する」よう変更することとした。</p> <p>㊹ 管理運営体制を再検討した結果、平成19年4月1日から、認可時の11委員会を8委員会に再編することにより、実効性を高めることとした。</p> <p>㊺ 8委員会体制を継続するとともに、平成20年3月1日から、副研究科長を置くことにより、管理運営体制の一層の充実を図った。</p>
<p>履行状況調査時 (19年4月1日)</p>	<p>○ 成績の評価基準に関する教員間のコンセンサスを形成するとともに、レポートも含め成績評価の基準・観点を事前に明示すること。</p> <p>○ ファカルティ・ディベロップメント（授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究）について一層の充実を図るとともに、その成果を学内外に適切に公表すること。</p>	<p>㊸ 成績評価の基準について協議し、教員間のコンセンサスを形成した。 この結果を踏まえ、授業中の質疑応答の内容、課題（レポート）・小テストの成績、科目修了試験の得点を含めた成績評価の基準・観点をシラバスに記載して事前に明示した。</p> <p>㊹ 授業参観、授業参観後の教員研修会、講義・演習担当者研修会、理論研修会、実務研修会の開催状況等を、本法科大学院のホームページに掲載することにより公表する。</p>